

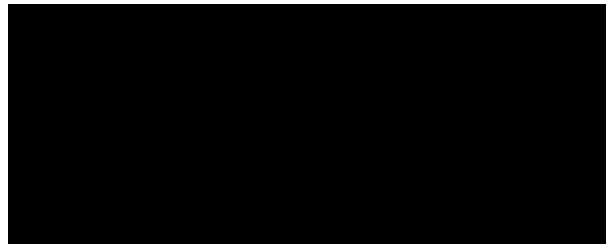
申請枠区分

通常枠

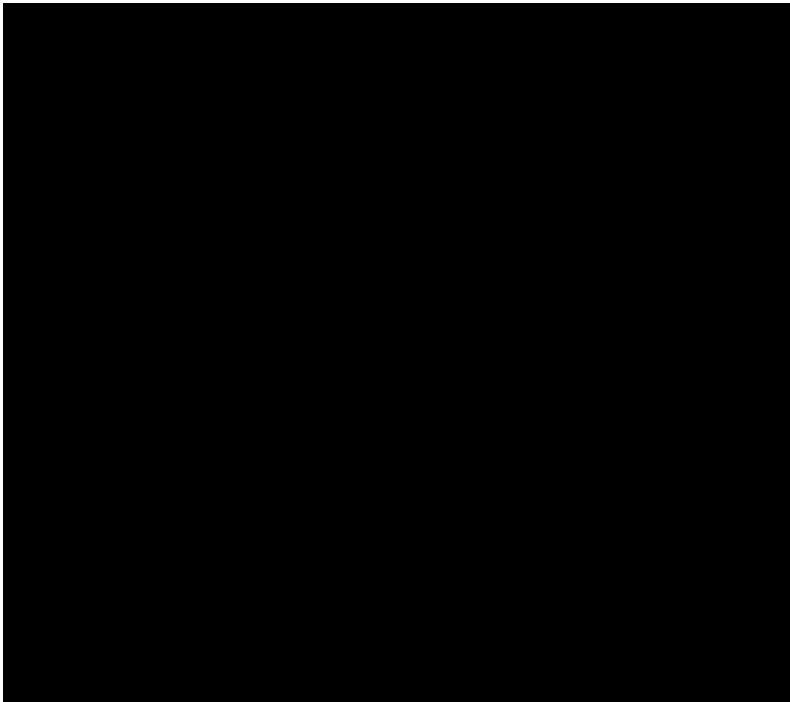
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人RCF

団体代表者 役職・氏名

代表理事 藤沢烈

分類

法人番号

1010405009898

団体コード

申請団体の住所

〒107-0062 東京都港区南青山3-8-40 青山センタービル 2F THE HUB南青山212号室

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
<input type="text"/>
(4)情報公開について(情報公開同意書)
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出(事業計画書転記部分)

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	能登の復興に向けた新たな取り組み創出事業		
	事業名(副)			
	団体名	一般社団法人RCF	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	④災害支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="checkbox"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
<input type="checkbox"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
<input type="checkbox"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="checkbox"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	被災により顕在化・深刻化した生活や事業の課題を抱える人々への支援を提供する
_11.住み続けられるまちづくりを	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	災害復興支援のノウハウをもち、将来の災害にも備えた活動を展開できる団体をこの事業を通して生み出す
_13.気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	災害復興のノウハウをもった団体を生み出すことで将来災害が発生した際に起き得る課題に地域が事前に備えられている状態を目指す
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップさまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	実行団体の活動に必要なステークホルダーとの連携体制構築を推進し、地域社会全体で復興支援に取り組むことができる環境整備を目指す

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	197/200字
東日本大震災時に復興支援を目的として2011年に設立。「社会の課題から、未来の価値をつくり続ける社会」をビジョンとし、現在ではビジネス・パブリック・ソーシャルセクターのコーディネートによる災害からの復興および社会課題解決事業を日本全国で実施。行政、企業、NPO等の背景や利害関係の異なる各主体と共に最適解を見つけ、協働を生み出す「コーディネーター」の役割を担う。□	
(2)団体の概要・活動・業務	197/200字
東北を中心にコミュニティ再建事業や産業の再生、人材採用や資金調達事業等の復興支援を実施。2019年度からは休眠預金等活用事業（以下、「本制度」）にて全国の被災地の復興支援団体の育成・伴走支援を継続。能登半島地震では、R6通常枠・緊急枠を通じて24団体と連携、代表が石川県のアドバイザーと担う等、復興に向けた支援を実施。復興支援での実績・知見を活かして、多様な社会課題にアプローチする事業を展開。	

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	石川県の被災地域	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	能登半島地震で活動を行う復興支援団体(実行団体)					(人数)	実行団体4団体×10人程度=40人程度※実行団体の実稼働人数による)	
最終受益者	実行団体が支援対象とする被災者・被災事業者 1. 新しい産業・事業づくり支援対象者 ・能登半島地震での、被災事業者(珠洲、輪島、能登町、七尾等) ・新たな産業・事業づくりに参画する地域内の関係者 2. 新しいコミュニティづくり対象者 ・既存コミュニティの被災住民(珠洲、輪島、能登町、七尾等) ・新たな取り組みに参画する地域内からの住民					(人数)	実行団体が支援対象とする被災者・被災事業者 1. 新しい産業・事業づくり支援対象者 ・被災事業者・地域内の関係事業者：約100~200社 ・新たな産業・事業づくりに参画する方：約100人 2. 新しいコミュニティづくり対象者 ・被災地域内(珠洲、輪島、七尾等)：約10,000~15,000人 ・新たなコミュニティに参画する方：約100人	
事業概要	震災から3年目を迎え、産業・復興まちづくりにおける復旧・復興に向けた取り組みは進みつつあるが、20-30代の若者世代の人口流出課題への対応に向け、域外との連携も通じた、地域における新たな産業・事業づくり、新たなコミュニティづくりを行う事業を支援する。 1. 新しい産業・事業づくり ・既存の事業者・関係者と連携しつつ、域外も含めた事業者による、能登半島の地域を生かした、新たな収益・雇用を生み出す事業 ・想定としている事業イメージとしては、以下となる。、地域内に特定せず、地域内外含めた事業者を支援する。 ー地域内の古民家や特産物、人材等を活用した地域を巻き込んだ観光事業の形成 ー未利用魚等の水産資源を生かした新たな事業形成 ー地域の特産品や郷土料理等の資源を生かした事業形成 2. 新しいコミュニティづくり ・既存のコミュニティと連携しつつ、地域内外の新たな方を受け入れる環境づくり事業 想定としている事業イメージとしては、以下となる。、地域内に特定せず、地域内外含めた事業者を支援する。 ー地域の古民家を生かした、地域食堂やサロン等の多世代向けの交流拠点の事業形成 ー域外の方を受け入れるコワーキングスペース、一時滞在の場、地域につなぐ相談窓口等の事業形成							
533/600字								

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	996/1000字
<p>震災から3年目を迎え、生活環境の整備、事業再建相談・再建に向けた支援等、産業・復興まちづくりにおいて、震災前の状態に戻すための事業は進みつつある。その状況の中、石川県奥能登地域の4市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)において、人口減少(各市町の住民基本台帳人口推移において、地震発生の24年1月から11.8%減少)が進んでいる。この人口減少は、岩手県沿岸12市町村や宮城県沿岸地域の人口減少より減少率が高く、今後も進んでいくことが想定されている。(国立社会保障・人口問題研究所統計) この人口減少において、30代以下の人口減少が40代以上と比べ2倍超のペースで進んでおり(9月22日時事通信・30代以下の減少率は20.1%で、40代以上の9.5%と比べ2倍超)、産業やコミュニティを支える人材、新しい取り組みを担う人材の流出が続いている。今後、恒久的住宅再建(10月石川県復興状況報告資料・復興公営住宅整備は令和8年度以降随時入居開始)や、和倉温泉等の働く場所となる主要な事業者再建に時間を要することが見えており、地域を支える産業・コミュニティにおける新たな取り組みが必要となる。</p> <p>1. 新しい産業・事業づくり 地域内の事業者の事業再建は進みつつあるが、一部地域を支える産業(旅館・飲食店等)においては、インフラ整備に時間を要しており、再建に至っていない状況。地域内で、働く場がなく、復旧まで時間を要する間に、働き手となる若手人材の流出が更に進む恐れがあり、地域資源を生かした新たな事業≒働く場づくりが必要となるが、それを担う若手人材が不足している状況が続く。</p> <p>2. 新しいコミュニティづくり 仮設住宅での生活・避難先での生活が続く中、地域内のコミュニティ再建に向けた事業は進みつつある。今後、恒久的な住宅再建とともに、地域内外から人を受け入れていくにあたり、既存コミュニティと連携しつつ、新たな人を受け入れる環境づくりも必要。また、地域内に新たにに関わる人達においては、地域で生活するための情報や人とつながる、新たなコミュニティの創出が求められている。</p> <p>能登半島地震の被災地では、石川県が策定した「石川県創造的復興プラン」の中で定められる「中期」5年に向けて、地域内外から人を呼び込み、地域の担い手を確保していくため、産業・事業およびコミュニティでの新たな取り組みが期待される。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	200/200字
<p>行政による災害支援は住宅・設備の被害度合いに応じた資金的支援や、災害救助法の適用に基づく支援等があるが、Ⅲ(1)に記載のように自ら申請・相談を行うことが難しい支援対象者を把握しづらく、また体制面でも、災害直後に設立され復旧活動や災害支援の窓口となる災害ボランティアセンターが閉鎖されると災害支援担当の部局が不明確になる場合もあり、中長期の復興支援体制は民間と連携した体制構築が重要であると考えられる。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	198/200字
<p>弊団体は、2023年の発災直後から、能登半島地震において休眠預金事業等を活用し、復興支援団体の伴走支援を実施してきた。また、2011年から東北を中心に全国で復興支援事業を展開しており、さらに復興支援のノウハウを孤独・孤立対策の推進、食支援によるアウトリーチ活動、一次産業（農業や水産業）支援、地方の移住・定住施策支援等の平時の社会課題解決事業へ発展させることで活動やノウハウを維持・継続している。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	193/200字
<p>・行政・民間ともに、コミュニティ・産業において元の状態に戻す資金的支援に比して、新たな取り組みに関する資金支援は少ない。 ・非資金的支援では、特に復興支援の分野では初期から出口戦略を見据えた活動の設計や実行に不慣れな団体が多く、知見をもった団体による伴走支援が必要である。 上記2点はいずれも休眠預金制度の支援方針に合致するものであり、また現時点では本制度なくして実現しない支援である。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
<p>【長期アウトカム（事業終了から3年後以降）】</p> <p>能登半島地震において、地域内外から人が関わり、地域課題解決の取り組みが継続している状態</p> <p>・能登半島地震において、新たな産業・事業づくり、コミュニティづくりを担う団体・個人が、地域内に継続的にかかわることができている</p> <p>【中期アウトカム（事業終了から3年後）】</p> <p>実行団体が復興支援活動を事業化して維持・継続できている状態</p> <p>・実行団体の復興支援活動が事業化され、平時のフェーズでも活動や支援のノウハウが維持・継続することができている</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
①【実行団体】 ・能登半島の地域において、持続的な雇用が生まれている状態		・持続的となる要件が整理されているか ・域内の関係者等において、本取り組みについて認知・理解されているか		・新たな産業創出の取り組みとはなっているが、持続的な状態について具体的にない状態 ・新たな産業創出の取り組みについて、域内外含めて理解が十分にされていない状態			・新たな産業創出の取り組みについて、持続的な方向性が具体化されている状態 ・域内外で、官民含めた関係者において、本取り組みが認知・理解されている状態
②【実行団体】 ・能登半島の地域において、持続的なコミュニティが生まれている状態		・持続的となる要件が整理されているか ・域内関係者等において、本取り組みについて認知・理解されているか		・新たなコミュニティ創出の取り組みになっているが、持続的な状態について具体的にない状態 ・新たなコミュニティ創出の取り組みについて、域内含めて理解が十分にされていない状態			・新たなコミュニティ創出の取り組みについて、持続的な方向性が具体化されている状態 ・域内外で、官民含めた関係者において、本取り組みが認知・理解されている状態

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
③【事業基盤強化】 実行団体において、新たな産業・コミュニティ創出の動きが、域内外での理解が浸透し、事業終了後に事業継続できる状態		・地域内の同業種の事業者、行政等から、本事業への十分な理解が得られているか ・地域内の必要な関係者が見えており、情報共有や事業上の連携ができていないか ・活動を事業化することを目標とした事業計画が見えているか ・持続性も踏まえた組織体制、資金調達方法等の出口戦略が見えているか		・実行団体の活動の災害時・平時における役割や提供価値が言語化されておらず、復興期の終了が活動の終了と位置づけられている			・活動を事業化し助成期間終了後も維持・継続する計画が立案されている ・復興支援活動のノウハウが平時にも維持・継続され、将来の災害に備えた団体のあり方が言語化されている ・実行団体の出口戦略が明らかになっている
④【組織基盤強化】 実行団体のガバナンス・コンプライアンス体制や経理体制が整備され、健全な事業運営が可能な状態になっている		・本事業内で求められる規程類の作成状況 ・規程類のWEB公開状況 ・毎月の経費精算の実施状況		・本事業を実施するにあたって求められる規程類や体制整備が不十分な状態 ・事業実施におけるリスクが具体的に把握されておらず、リスクマネジメントが不十分な状態			・組織内で定められた意思決定フローのもとに必要な規程類が整備され、WEBに公開されている状態 ・事業実施におけるリスクが具体的に把握され、リスク対応方法が定められ、リスクマネジメントができていない状態

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
■被災地調査・実行団体候補調査 ・「一般社団法人能登官民連携復興センター」とも連携し、既に連携のある能登半島地震の被災地自治体(石川県、珠洲市、七尾市、輪島市、能登町等)、支援を行う団体・個人を通して、以下を把握・理解する 一被災地の被害状況・実態 一実行団体の候補となり得る団体・活動実態	2026年3月～5月	145/200字
■実行団体公募 ・公募準備・開始 ・公募説明会、個別相談対応を通じた支援対象者や地域の実態理解 ・審査会実施 ・採択、契約	2026年5月～8月	61/200字
■実行団体の伴走支援・助成期間終了後の活動維持に向けた事業改善 ※実行団体採択後、事業内容に応じた具体的な支援プランを策定 ・支援対象にアクセスするためのアウトリーチ手法や連携すべきステークホルダーの仮説をたて、検証・改善を行う ・ステークホルダーとの連携体制を構築し、定期的なコミュニケーションが可能な状態をつくる ・助成終了後も維持・継続できる活動や連携体制に徐々に移行していく	2026年9月～2029年3月	192/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
■本事業の広報および、公募を通じた効果的な助成金活用のための相談やヒアリング対応 ・「一般社団法人能登官民連携復興センター」と連携した、対象となり得る被災地への広報活動 ・実行団体の候補となり得る団体の調査時のヒアリング実施 ・公募期間中の個別相談会での意見交換の実施	2026年3月～8月	134/200字
■事業立ち上げにおける組織基盤・事業基盤の構築支援 ・採択確定後、ガバナンス・コンプライアンス規定類の作成支援により事業を着実に開始する体制を整え、適切な管理・経理体制が生まれているかを確認する ・審査会によるコメントを基にした事業のブラッシュアップを支援する	2026年8月～10月	130/200字
■事業推進に必要な連携体制の構築支援 ・ステークホルダーを洗い出し、事業推進に必要な連携体制構築の支援を行う。必要に応じてRCFがもつ繋がりを活用した行政や民間組織とのマッチングや資金調達機会を創出する。	2026年8月～2029年3月	102/200字
■事業推進に必要な知見・ネットワークの提供 ・東日本大震災・熊本地震・西日本豪雨・令和2年7月豪雨等の連携先となる自治体・活動団体等からの知見共有、現地の先進事例となる取り組み視察等、実行団体におけるニーズに従い、弊団体の連携・支援先のネットワーク、支援におけるノウハウを活かした場づくりを行う。	2026年8月～2029年3月	148/200字
■伴走支援 ・実行団体のロジックモデルや事業計画のブラッシュアップを支援する ・実行団体のロジックモデルや事業計画のブラッシュアップを基に、資金分配団体としての事業の見直しを行い、伴走支援の方針や出口戦略モデルの仮説立てを行う	2026年8月～2029年3月	113/200字
■波及効果の最大化 ・能登半島地震で起きている広域的な課題について、実行団体の活動・成果をもとに、被災地域・周辺地域において活動する他団体・自治体へ連携を図り、本事業終了後の継続的な被災住民・被災事業者の支援へつなげていく 一例：復興まちづくりにおいて、同様のテーマで取り組む、被災地域の自治体・支援団体にて、円滑な情報連携を図るための場づくりを行う	2026年8月～2029年3月	175/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	「一般社団法人能登官民連携復興センター」の協力を得て、公募情報や事業に関する情報について情報発信を推進する。また、復興支援活動の事業化手法が全国に広がることを目指し、RCFや実行団体、過去の連携団体や被災自治体による取組みも含めた事例を全国の復興支援に関心のある団体や行政に向けて、RCFが運営する復興支援の情報を発信するウェブサイト「復興BASE」を通して発信する。	185/200字
連携・対話戦略	公募開始後は、「一般社団法人能登官民連携復興センター」と連携し、復興支援団体、被災自治体等との対話を通じて被災状況や現地団体の状況理解・把握を進める。また伴走支援開始後は、実行団体の支援対象地域への訪問や現地の関係者と直接対話しながら地域内の連携のあり方や事業のゴールイメージを深め、事業終了後の出口戦略も視野にいれて地域や連携先の状況を十分に理解しながら伴走支援を行えるよう関係性を構築していく。	199/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	<p>■復興期から平時に移行した地域での実行団体の事業の維持・継続支援</p> <p>復興期における支援団体への助成や伴走支援終了後も、平時に移行した地域で事業を維持・継続させる意思のある団体や行政等のステークホルダーとの関係性を保ち、現地の団体が地域の社会課題解決に取り組み続けられるよう連携体制の構築や資金調達支援を行う。そのために、行政による社会課題解決のためのプラットフォーム構築を支援する事業の活用なども視野にいれ、RCFとしての活動が自走するよう取り組んでいく。</p> <p>また、本事業にてモデル化した復興支援活動の事業化促進手法について、事例が全国に広がっていくことでRCFによる伴走支援がない地域でも実践を試みることができる状態を目指し、事例の発信を続けていく。</p>	325/400字
実行団体	<p>■復興支援活動を事業化し、次の災害に備えながら事業を維持・継続する</p> <p>本事業を通して取り組んだ復興支援活動の事業化により、フェーズが復興期から平時に移行したあとも事業を維持・継続する。例えば新しい産業・事業づくりにおいて、地域の古民家を活用した、地域資源を生かした観光事業では、事業開始後、地域内の官民の関係者とも連携し、事業形成を図り、事業運営できる体制構築までを目指して事業を進めていくことを目指す。また、地域における多世代交流拠点の運営については、事業の企画からはじまり、事業運営まで推進し、事業が継続できる体制・仕組み作りを目指す。平時に活用できる助成金や補助金も視野に入れるなど、フェーズにとらわれず様々な機会を検討する。</p>	317/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	792/800字
<p>・休眠預金等活用法に基づく資金分配団体(2019年11月～現在・2019年度通常枠、2020年度通常枠、2021年度通常枠、2023年度通常枠)：被災地復興の担い手育成、中間支援機能構築等の地域に即した課題解決事業を実施。2023年度では、能登の中間支援団体を支援</p> <p>・休眠預金等活用法に基づく資金分配団体(2021年5月～現在・2020年度緊急支援枠)：スポーツクラブと連携したコロナによる困窮世帯の支援を実施</p> <p>・フォスターファミリー奨学助成金事務局(2018年6月～現在・1,600万/年規模)：フィリップモリス ジャパン社(以下、PMJ)主催の里親家庭の子供の進学に向けた奨学制度事務局を運営し、年間5名の奨学生の選考から、奨学金の支払い、交流会の企画・運営を実施</p> <p>・PMJ台風災害被災地支援プロジェクト(2019年～2021年・2000万/プロジェクト規模)：PMJ支援金をもとに、2019年台風15号・19号で被害を受けた現地の団体の取組みに対して、資金計画策定・審査を行い、資金分配まで実施</p> <p>・PMJ宇和島支援プロジェクト(2019年1月～2023年3月・2,000万/プロジェクト規模)：PMJ支援金をもとに、西日本豪雨で被害を受けた現地の団体の取組みに対して、資金計画策定・審査を行い、資金分配まで実施</p> <p>・PMJ人吉支援プロジェクト(2022年4月～2023年3月)：PMJ支援金をもとに、2020年豪雨災害の被災地団体に対して助成支援の推進</p> <p>・PMJ農業支援プロジェクト(2022年4月～現在)：PMJ支援金をもとに、若手・熊本・青森の農業課題解決に向けて、官民含めた地域連携事業を推進</p> <p>・休眠預金等活用法に基づく資金分配団体(2024年3月～現在・2023年度・2024年度緊急支援枠)：能登半島地震における各種支援団体による、生業再生・復興まちづくりの事業を推進</p>	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	790/800字
<p>本制度のほか、被災者支援(①②)や事業者支援(④⑤)等の生活再建支援事業を实践。これらの知見を活かした平時の社会課題解決事業(⑧)も展開。</p> <p>①UBSコミュニティ支援プロジェクト(2012.4~2016.11)：岩手県釜石市の住民全体のコミュニティ活動の活性化を支援。当団体職員3名の常駐とUBS社員ボランティアプログラムの両輪で、復興のフェーズに応じた課題やニーズに即した伴走支援を実施</p> <p>②岩手県被災地コミュニティ支援コーディネート事業(2017.6~現在)：災害公営住宅への入居が進む岩手県にて、多様な地域課題に臨む官民連携を促進。陸前高田市では災害公営住宅の自治会づくりや、入居者の地域コミュニティへの融合に向けた交流会の実施等を支援</p> <p>③キリン絆プロジェクト東北(2013.1~2017.6)：東北沿岸3県の水産業と福島県の農業の復興を目指し、キリン社の支援のもと地元事業者・行政・漁協/農協等と共に、販路拡大やブランド化に向けた伴走支援を実施。3県において50件以上の事業を形成</p> <p>④WORK FOR 東北事業(2013.10~2017.3)：復興現場における求人ニーズを開拓し、必要な人材を被災地の外から広く募り、3年間で160人以上の赴任を支援</p> <p>⑤フロンティアベンチャーコミュニティ事業(2018.4~2020.3)：福島県沿岸部12市町村を中心とする被災地の復興課題、少子高齢化や過疎化といった日本の社会課題を機会と捉えるこの地域での創業希望者をサポートし、事業を始めたい個人や法人の伴走支援を推進</p> <p>⑥孤独・孤立対策に資するNPO法人等の連携促進等に関する調査研究事業(2022.4~現在)：孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(内閣官房)の運営支援、NPO法人等の実態調査、官民連携のためのシンポジウムや分科会の開催支援を通して全国的な孤独・孤立対策の官民連携を推進</p>	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4	
(2)実行団体のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な復興支援事業を行う団体(復興支援の実績の有無は問わない) 例)能登半島地震の被災地域において新たな産業・コミュニティづくりに取り組む団体 ・助成期間終了後も活動を事業化し将来の災害を見据えた事業を継続する意思のある団体 	116/200字
(3)1実行団体当り助成金額	最大3000万円程度を想定し、実行団体の申請金額と審査結果を踏まえて分配を検討したうえで助成金総額を12,000万円とする。	62/200字
(4)案件発掘の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・弊団体代表は、「石川県令和6年能登半島地震復旧・復興アドバイザーボード委員」、「経済同友会の能登地震支援イニシアティブリーダー」として、被災地自治体・支援団体と連携を図っている ・弊団体は、地域内外の能登半島地震の被災住民・被災事業者支援を行う支援団体(一般社団法人NOTOTO、興能信用金庫、ピースウィンズ・ジャパン等)と、既に災害発生後の被災地域状況、地域の課題・ニーズに関する情報交換を行っている ・上記のネットワークを活かした、ヒアリング・情報発信を通じた発掘を行う ・「一般社団法人能登官民連携復興センター」とも連携し、被災地自治体・地域内で能登半島地震の被災住民・被災事業者支援を行う支援団体へ、情報連携を図っていく ・弊団体の代表等、災害復興支援分野で広報力のある人物のSNSを通じた告知を通して積極的に個別相談への参加等の声掛けを行う 	377/200字

IX.事業実施体制

<p>(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等</p>	<p>資金分配団体系の担当経験もある事業責任者・担当POを含む体制を構築し、過去の知見を最大限活かした事業推進ができる体制を構築する。 プロジェクトオーナー（被災地域の官民連携、被災地以外の復興の知見等を踏まえたアドバイス 等）：1名 事業責任者（事業の品質向上、評価設計）：1名 プロジェクトリーダー（事業進捗管理）：1名 プロジェクト担当者（PO）：2名 経理担当者：1名 経理・ガバナンス等実行団体支援者：1名 外部専門家・アドバイザー：1名</p>				<p>222/300字</p>																		
<p>(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体系</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">人数</th> <th colspan="2">内訳</th> <th>他事業との兼務</th> <th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">名</td> <td>新規採用人数 (予定も含む)</td> <td>1</td> <td rowspan="2">名</td> <td rowspan="2">予定あり(詳細は右記のとおり)</td> <td rowspan="2">工数0.6</td> </tr> <tr> <td>既存PO人数</td> <td>1</td> <td>名</td> <td>予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)</td> </tr> </table>	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	2	名	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	工数0.6	既存PO人数	1	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)					
人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載																		
2	名	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	工数0.6																	
		既存PO人数	1				名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)															
<p>(3)ガバナンス・コンプライアンス体制</p>	<p>過去にも休眠預金等活用事業の実施経験があり、求められる水準のガバナンス・コンプライアンス体制や規程類の整備ができています。 規程類公開ページ： https://rcf311.com/regulations/ また、一般的に求められる水準に沿った情報セキュリティ及び個人情報保護・管理体制を置き、ISO/IEC27001認証とプライバシーマーク認証に定められた項目を満たす各種規程類を定めている。</p>				<p>195/200字</p>																		
<p>(4)コンソーシアム利用有無</p>	<p>なし</p>																						

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	能登の復興に向けた新たな取り組み創出事業
	団体名	一般社団法人RCF

	助成金
事業費	140,955,581
実行団体への助成	120,000,000
管理的経費	20,955,581
プログラムオフィサー関連経費	22,469,160
評価関連経費	13,005,330
資金分配団体用	7,005,330
実行団体用	6,000,000
合計	176,430,071

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	600,799	67,227,065	37,640,623	35,487,094	140,955,581
実行団体への助成		60,000,000	30,000,000	30,000,000	120,000,000
-					
管理的経費	600,799	7,227,065	7,640,623	5,487,094	20,955,581

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	399,920	7,489,180	7,500,830	7,079,230	22,469,160
プログラム・オフィサー人件費等	247,500	4,851,450	4,911,100	4,989,500	14,999,550
その他経費	152,420	2,637,730	2,589,730	2,089,730	7,469,610

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	4,635,050	4,209,320	4,160,960	13,005,330
資金分配団体用	0	1,635,050	2,709,320	2,660,960	7,005,330
実行団体用		3,000,000	1,500,000	1,500,000	6,000,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	1,000,719	79,351,295	49,350,773	46,727,284	176,430,071

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	RCF□		
郵便番号	107-0062		
都道府県	東京都		
市区町村	港区		
番地等	南青山3-8-40 青山センタービル2階 (THE HUB南青山212号室)		
電話番号	03-6265-0164		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://rcf311.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/rcfcoordinator	
設立年月日	2011/09/27		
法人格取得年月日	2011/09/27		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	フジサワ レツ
	氏名	藤沢 烈
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	3
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	19
常勤職員・従業員数 [人]	15
有給 [人]	15
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体会員数 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	2件
申請前年度の助成総額 [円]	215,191,842
助成した事業の実績内容	<ul style="list-style-type: none">・休眠預金事業（通常枠19・20・21・23年度、緊急枠20・23・24年度）における資金分配団体として、全国の復興支援団体や社会課題解決に取り組む団体へ助成を実施：6件(26団体)・23年度は3件(12団体)・フィリッパ・モリス・ジャパンによる被災地復興支援（2019年台風被災地支援/西日本豪雨被災地（宇和島）支援/豪雨被災地（人吉）支援）：3件(11団体)・前々年度で終了

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<ul style="list-style-type: none"> ・フォスターファミリー奨学助成金事務局(2018年6月～現在・1,600万/年規模)：フィリップ モリス ジャパン社が主催する里親家庭の子供の進学に向けた奨学制度の事務局を運営し、年間5名の奨学生の選考から、奨学金の支払い、奨学生の交流会の企画・運営を実施。 ・PMJ宇和島支援プロジェクト(2019年1月～2023年3月・2,000万/プロジェクト規模)：フィリップ モリス ジャパン社から受けた支援金をもとに、西日本豪雨で被害を受けた現地の団体の取組みに対して、資金計画策定・審査を行い、資金分配まで実施。 ・熊本・岩手県における農業支援プロジェクト(2023年～現在)：フィリップ モリス ジャパン社から受けた支援金をもとに、指定された地域における農業を営む現地団体の取組みに対して、資金提供・伴走支援。 ・令和4年度厚生労働省「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(2022年7月～9月・300万円/プロジェクト規模)：一般社団法人全国フードバンク推進協議会から受けた助成をもとに、ひとり親家庭を中心とした生活困窮世帯に向けた食支援事業「We Support Family」を実施。

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択	一般社団法人RCF	大災害後の生活再建推進事業
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	一般社団法人RCF	複数被災地における復興支援モデル構築事業
3	2020年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択	一般社団法人RCF	スポーツクラブによる困窮世帯支援事業
4	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	一般社団法人RCF	新たな災害における復興の担い手育成事業
5	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択	一般社団法人RCF	復興支援団体の事業基盤強化・事業化促進
6	2023年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択	一般社団法人RCF	能登コミュニティおよび事業の継続維持に向けた復興支援事業
7	2024年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択	一般社団法人RCF	能登の復興まちづくりおよび生業復興支援事業

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	能登の復興に向けた新たな取り組み創出事業
団体名:	一般社団法人RCF
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)
記入完了	記入完了	

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	(招集時期)第12条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	(招集権者)第13条1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	(権限)第11条及び(招集権者)第13条2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	(招集権者)第13条1・2項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	(権限)第11条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	(決議)第16条1・2・3項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	(議事録)第17条1・2項
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	(決議)第16条4項
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	理事会を設置していないため提出不要		
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		理事会を設置していないため提出不要		
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	理事会を設置していないため提出不要		
(2)招集権者		理事会を設置していないため提出不要		
(3)招集理由		理事会を設置していないため提出不要		
(4)招集手続		理事会を設置していないため提出不要		
(5)決議事項		理事会を設置していないため提出不要		
(6)決議(過半数か3分の2か)		理事会を設置していないため提出不要		
(7)議事録の作成		理事会を設置していないため提出不要		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		理事会を設置していないため提出不要		
●理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	一部、定款に記載	(理事の職務及び権限)第20条1・2項に記載
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	社員総会議事録	
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款に記載。額については社員総会にて決定	役員(報酬等)第23条、(権限)第11条に記載
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	報酬については、代表理事のみ発生。代表理事に関しては、資金規定に従い支払い実施	資金規定第4条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	(基本的人権の尊重)第2条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	(法令等の遵守)第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	(私的利益追求の禁止)第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	(利益相反等の防止及び開示)第5条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	(特別の利益を与える行為の禁止)第6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	(情報開示及び説明責任)第7条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	就業規則について記載。 倫理規程について記載。	(就業規則)第21章「秘密保持および個人情報に関する誓約書」(倫理規程)第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止規程	(自己申告)第5条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	(禁止事項)第4条
(2) 自己申告 「不正発生の時、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	(自己申告)第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	(組織)第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	(コンプライアンス委員会)第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	(報告、連絡及び相談ルート)第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報者の取り扱いに関する規程	第2章通報処理体制(窓口)第2条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報者の取り扱いに関する規程	第3章当事者の責務(通報者の保護)第9条、(個人情報の保護)第10条、(不正の目的)第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	組織規程	別紙 業務の文章
(2) 職制		公募申請時に提出	組織規程	第3章職制
(3) 職責		公募申請時に提出	組織規程	第4章職責
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	組織規程	(事務の決済)第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	(賃金の体系)第3条、第2章基本給、第3章手当、第4章賞与
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	(賃金の体系)第3条、第2章基本給、第3章手当、第4章賞与
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第1章総則
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第4章文書の保管・保存・廃棄 第5章 機密文書の取り扱い
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第4章文書の保管・保存・廃棄(保存期間)第12条
● 情報公開に関する規程				
以下の1~4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開に関する規程	(資料の閲覧)第6条、(インターネット上で公開する資料)第7条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第2章全従業員の責務(具体的リスクの発生時の対応)第7章
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第1章総則(緊急事態の対応区分)第3章
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3章緊急事態対応(緊急事態対応の基本方針)第12条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3章緊急事態対応
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	(会計の区分)第6条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第1章総則(経理、会計処理の原則)第2条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第1章総則(経理責任者、出納責任者)第6条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第3章勘定科目及び帳簿組織
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第4章金銭出納会計
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第9章予算会計
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第8章決算